

## 1 条例制定の趣旨

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という。）は、文化遺産や自然遺産を人類全体のための遺産として、保護し、保存するための国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とし、1972年のユネスコ総会で採択され1975年に発効した。日本はこの条約を1992年に締結し、1994年には「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」が世界遺産に登録された。

世界遺産条約履行のための作業指針においては、「遺産を保護するための立法措置、規制措置を国および地方レベルで整備すること」が求められている。また2012年に京都市で開催された世界遺産条約採択40周年記念最終会合は「京都ビジョン」を採択した。同ビジョンでは「コミュニティの役割の重要性」として「コミュニティの関心と要望は、遺産の保存と管理に向けた努力の中心に据えられなくてはならない」と明記し、その後の世界遺産保護の取り組みの指針となっている。

わが国では主に「文化財保護法」と、様々な法令や各地方自治体の条例によって面的な利用・開発規制等の措置をとっている。加えて、13の世界遺産においては各自治体が独自に世界遺産保護に関連した33条例を制定することで、世界遺産条約の実効性を高め、世界遺産保護の取り組みの充実を図っている。

本市においては、世界遺産登録時に示した緩衝地帯と歴史的環境調整区域の線引きに示された面的な利用・開発規制などの措置にくわえ、2007年新景観政策の制定、2018年の景観デザインレビュー制度の創設などによって保護してきた。しかしながら、構成資産の保護、緩衝地帯や周辺環境の保全については、かならずしも、顕著な普遍的価値（OUV）を守る上で十分とは言えず、しばしば紛争が生じている。少なくとも、半鐘山や哲学の道の住宅開発（銀閣寺緩衝地帯）や仁和寺門前のガソリンスタンド・コンビニエンスストアの計画（仁和寺緩衝地帯）などについては、現行法で「合法」な開発であっても、地域コミュニティ（住民運動）が粘り強く事業者を説得する中で計画の見直し・断念を促す力となったが、これは住民参加の重要性とともに現行の世界遺産保護行政の不十分さも示している。とりわけ、現在行われている大規模な都市計画の見直しは、世界遺産に及ぼす影響が大きい。早急に世界遺産条約履行のための作業指針の掲げる地域コミュニティが参画する「効果的な管理体制」を構築する必要がある。

世界遺産保護をめぐる各地の地域コミュニティによって蓄積されてきた経験や先行する自治体の経験に学び、世界遺産「古都京都の文化財」の顕著な普遍的価値（OUV）を将来にわたって継承するため、条例を制定しようとするものである。

## 2 条例制定の概要

### 目的及び基本理念

京都市として、国内外・地域の内外に対し、より強い世界遺産保護の意思表示を行うとともに、人々の心の中に平和の砦を築く世界遺産条約の理念を広く市民に知らせる。世界遺産保護の各施策を総合的に推進し、千年以上にわたる日本文化の中心として顕著な普遍的価値を有する古都京都の文化財を後世に引き継ぐ。市民、専門家、事業者及び来訪者をふくむすべての人々と協力しながら、古都京都の文化財の保護と継承に主体的に参画する制度的枠組みとして制定するものである。(前文、第1条、第3条)

### 各主体の責務と役割、保護すべき世界遺産の範囲

「本市の責務」(第4条)、「市民及び来訪者の役割」(第5条)、「事業者等の役割」(第6条)と、各主体の責務や役割を定めている。保護すべき世界遺産の範囲を定義(第2条)するとともに、京都市としても財政措置(第7条)をとることを明記し、条例の実効性を高める。

### 具体的な施策

具体的な施策として、「施策の実施に当たっての配慮」(第8条)、「良好な景観の形成等」(第9条)、「構成資産の適切な保存等」(第10条)、「来訪者の集中による影響の防止」(第11条)、「古都京都の文化財の保全に関する学習の機会の提供等」(第12条)、「市民等の自発的な活動を支援するための措置」(第13条)、「巡視の実施及び調査研究」(第14条)を定めている。各施策について、条例による裏付けを行い、世界遺産保護の観点からの必要性を明確化する。

### 議会の関与、審議会の設置、市民参加

議会の関与、審議会設置、市民参加の仕組みを制度的に保障することで、世界遺産保護の各施策の実効性を確保する。(第15条、第16条、第17条、第18条)

## 3 施行期日

第15条から第18条まで：令和9年1月1日

上記以外の規定：公布の日

(参照)

(1)世界遺産条約履行のための作業指針(31 July 2021 ユネスコ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会)文化庁 仮訳 2023 年3月 より一部抜粋

#### 立法措置、規制措置、契約による保護措置

98. 完全性及び/又は真実性を含む、顕著な普遍的価値に対して負の影響を及ぼす可能性のある社会的、経済的、その他の圧力若しくは変化から、確実に遺産を保護するための立法措置、規制措置を国及び地方レベルで整備することが求められる。また、締約国は、それらの施策を十分かつ効果的に実施する必要がある。

#### 管理体制

111.上記の多様性を認識したうえで、効果的な管理体制に共通する要素として、以下のものが挙げられる。

- a)地域コミュニティや先住民族を含むすべての関係者が、資産及びその普遍的、国家的、地域的価値、さらには社会生態学的文脈についての理解を十二分に共有していること。
- b)多様性、公平性、ジェンダー平等、人権を尊重すること。包括的かつ参加型の計画プロセス及び利害関係者協議のプロセスを用いること。
- c)計画、実行、モニタリング、評価、フィードバックのサイクル。
- d)社会的、経済的、環境的、その他の圧力や、災害や気候変動などの変化に対する資産の脆弱性のアセスメント、また影響、変化の傾向及び計画されている人為的干渉についてのモニタリング。
- e)参加のための仕組み、様々なパートナー、ステークホルダー間の様々な活動の調整を行うための仕組みの開発。
- f)必要な(人的、財政的)資源が割り当てられていること。
- g)キャパシティビルディング。
- h)管理体制の運営に関するアカウンタビリティと透明性。

112.効果的な管理には、推薦資産の保護、保全、及び公開に関しての短期、中期、長期的取組のサイクルがある。計画と管理に対する一体的なアプローチが、資産の経時的進化を導き、顕著な普遍的価値の全ての側面を確実に維持していく上で、不可欠である。このアプローチは、資産範囲を越えて緩衝地帯、さらにはより広いセッティング(周辺環境)にも関係するものである。より広いセッティング(周辺環境)には、資産の地形、自然環境、人工的環境や、インフラ、土地利用パターン、空間的秩序、視覚的關係性といったその他の要素が関係することもあり得る。また、関係する社会的、文化的慣習、経済的プロセスや、人々の感覚や連想といったその他の無形的側面が含まれることもあり得る。より広いセッティング(周辺環境)の管理には、顕著な普遍的価値を支えることにおける役割との関連がある。効果的に管理すれば、遺産と社会の相互利益を生かすことにより、持続可能な開発にも寄与する可能性がある。

(2)「合法」な開発計画であっても、住民や行政の尽力により開発が中止・縮小された事例(世界遺産「古都京都の文化財」包括的保存管理計画より一部抜粋)

「2015年には、仁和寺に隣接する資材置き場跡地にコンビニエンスストア及びガソリンスタンドの建設が計画されたが、近隣住民の意見を容れて中止された」(P103)

「1999年、慈照寺の緩衝地帯内にある小高い丘陵先端部、通称半鐘山において、宅地開発が計画された。計画は、尾根の上部を削って住宅地を造成する内容であったため、近隣住民による反対運動を発端に工事差し止めの訴訟が起こり、2006年に計画は大幅に縮小され、緑地を京都市に寄付することで保全が図られることとなった。

2013年には同じく慈照寺の緩衝地帯において、企業の保養所跡地で宅地開発が計画された。慈照寺からは直接視認できない場所ではあったが、敷地内の樹木を皆伐する内容であったため近隣住民による反対運動が起こり、翌年開発計画は中止され、緑地の保全が図られることとなった。

宇治市においては、2015年宇治上神社背後の緩衝地帯において代表的な歴史的景観を為す山並みの一角で宅地開発計画が浮上した。これを重大な局面と捉えた宇治市では、市民からの景観保全要望の後押しもあり、国に働き掛けて、一帯を文化財保護法に基づく「名勝宇治山」として2018年に指定し、市が土地の公有化を図っている。

このように、住民の尽力と行政の努力の双方があって、OUVへの負の影響は軽微なものにとどまる結果となっている。」(p104)

(3)なんらかの世界遺産保護のための条例をもつ国内の世界遺産(詳細は別紙1)

屋久島

白川郷・五箇山の合掌造り集落

紀伊山地の霊場と参詣道

知床

石見銀山遺跡とその文化的景観

平泉－仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－

富士山－信仰の対象と芸術の源泉－

富岡製糸場と絹産業遺産群

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

百舌鳥・古市古墳群－古代日本の墳墓群－

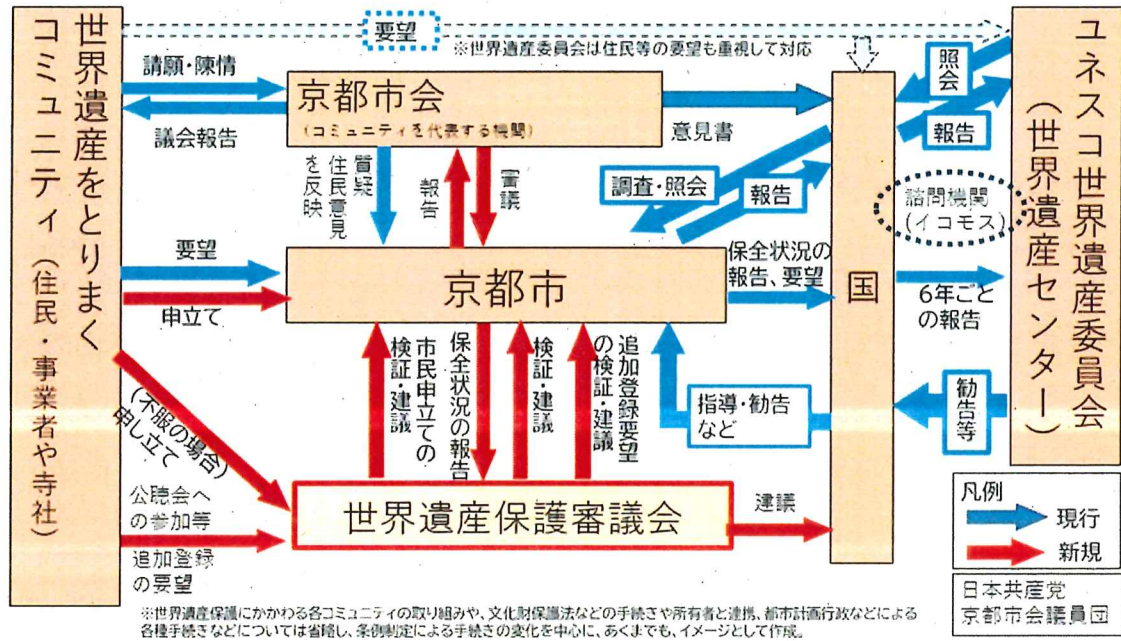
奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島

佐渡島の金山

飛鳥・藤原の宮都(未登録) ※国において2026年の登録が目指されている

(4)世界遺産登録時の資産範囲、緩衝地帯、歴史的環境調整区域(別紙2 令和7年5月 文化市民局作成 文教はぐくみ委員会要求資料「世界遺産「古都京都の文化財」の推薦書に掲げられる歴史的環境調整区域について」より再掲)

(5)本条例で新たに設置する世界遺産保護審議会などの関連図





「世界遺産」に関する条例調 (令和7年10月) 市会事務局調査課

| 世界遺産の名称                  | 区分 | 所在地<br>都道府県        | 所在地<br>市町村                           | 「世界遺産」、「世界文化遺産」又は「世界自然遺産」の字句をタイトルに含む条例 (制定年) 【概要】<br>※ 左記の所在地 (自治体) のHPにおいて閲覧することができるものに限る。<br>※ 【概要】の凡例については、表の下の箱書き参照 |
|--------------------------|----|--------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 法隆寺地域の仏教建造物            | 文化 | 奈良県                | 生駒郡斑鳩町                               | 見当たらず。                                                                                                                  |
| 2 姫路城                    | 文化 | 兵庫県                | 姫路市                                  | 見当たらず。                                                                                                                  |
| 3 屋久島                    | 自然 | 鹿児島県               | 熊毛郡屋久島町                              | 〈屋久島町〉<br>○屋久島町世界自然遺産・食の条例 (H19) 【特殊1】<br>○世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例 (H27) 【特殊2】                                            |
| 4 白神山                    | 自然 | 青森県                | 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町、深浦町、中津                   | 見当たらず。                                                                                                                  |
| 5 古都京都の文化財 (京都市、宇治市、大津市) | 文化 | 京都府                | 京都市京都市、宇治市                           | 見当たらず。                                                                                                                  |
| 6 白川郷・五箇山の合掌造り集落         | 文化 | 岐阜県                | 岐阜県大野郡白川村                            | 〈南砺市〉<br>南砺市世界遺産菅沼合掌造り集落展望広場条例 (H18) 【施設】                                                                               |
| 7 原爆ドーム                  | 文化 | 広島県                | 広島市                                  | 見当たらず。                                                                                                                  |
| 8 厳島神社                   | 文化 | 広島県                | 廿日市市                                 | 見当たらず。                                                                                                                  |
| 9 古都奈良の文化財               | 文化 | 奈良県                | 奈良市                                  | 見当たらず。                                                                                                                  |
| 10 日光の社寺                 | 文化 | 栃木県                | 日光市                                  | 見当たらず。                                                                                                                  |
| 11 琉球王国のグスク及び関連遺産群       | 文化 | 沖縄県                | 国頭郡今帰仁村、中頭郡読谷村、北中城村、中城村、うるま市、那覇市、南城市 | 見当たらず。                                                                                                                  |
| 12 紀伊山地の霊場と参詣道           | 文化 | 三重県<br>奈良県<br>和歌山県 | (多数にわたるため、省略)                        | 〈和歌山県〉<br>○和歌山県世界遺産条例 (H17) 【基本】<br>〈和歌山県田辺市〉<br>○田辺市世界遺産熊野本宮館条例 (H21) 【施設】                                             |
| 13 知床                    | 自然 | 北海道                | 斜里郡斜里町、目梨郡羅臼町                        | 〈北海道〉<br>北海道知床世界自然遺産条例 (H28) 【基本】                                                                                       |
| 14 石見銀山遺跡とその文化的景観        | 文化 | 島根県                | 大田市                                  | 〈大田市〉<br>大田市石見銀山世界遺産センターサテライト施設の設置及び管理に関する条例 (H24) 【施設】                                                                 |
| 15 小笠原諸島                 | 自然 | 東京都                | 小笠原村                                 | 見当たらず。                                                                                                                  |

| 世界遺産の名称                         | 区分 | 所在地<br>都道府県                                                  | 所在地<br>市町村           | 「世界遺産」、「世界文化遺産」又は「世界自然遺産」の字句をタイトルに含む条例（制定年）【概要】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------|----|--------------------------------------------------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 16 平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－ | 文化 | 岩手県                                                          | 平泉町                  | ※ 左記の所在地（自治体）のHPにおいて閲覧することができるものに限る。<br>※ 【概要】の凡例については、表の下の箱書き参照<br><br>＜岩手県＞<br>○平泉世界遺産の日条例（H26）【日】<br>○平泉世界遺産ガイダンスセンター条例（R3）【施設】<br><br>＜平泉町＞<br>○平泉町世界遺産推進基金条例（H14）【基金】<br>○平泉町世界遺産推進室設置条例（H17）【特殊3】<br>○平泉町世界遺産林育成基金条例（H18）【基金】                                                                                                                                                               |
| 17 富士山－信仰の対象と芸術の源泉－             | 文化 | 山梨県<br>静岡県                                                   | （多数にわたるため、省略）        | ＜山梨県＞<br>○山梨県世界遺産富士山基本条例（H27）【基本】<br>○山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例（H27）【施設】<br>○山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例（H27）【特殊4】<br><br>＜静岡県＞<br>○静岡県世界遺産富士山基本条例（H27）【基本】<br>○静岡県富士山世界遺産センターの設置、管理及び使用料に関する条例（H29）【施設】<br><br>＜静岡市＞<br>○静岡市世界遺産三保松原保全活用条例（H26）【基本】<br><br>＜富士吉田市＞<br>○富士吉田市富士山世界遺産条例（H20）【基本】<br><br>＜富士宮市＞<br>○富士宮市世界遺産富士山基金条例（H26）【基金】<br><br>＜富士河口湖町＞<br>○富士河口湖町富士山世界文化遺産保全推進事業基金条例（H21）【基金】 |
| 18 富岡製糸場と絹産業遺産群                 | 文化 | 群馬県                                                          | 富岡市、伊勢崎市、藤岡市、甘楽郡下仁田町 | ＜群馬県＞<br>○群馬県世界遺産・ぐんま絹遺産継承基金条例（H26）【基金】<br>○群馬県立世界遺産センターの設置及び管理に関する条例（R1）【施設】<br><br>＜富岡市＞<br>○富岡市世界遺産まちづくり専門家会議条例（H24）【特殊5】<br><br>＜藤岡市＞<br>○藤岡市世界遺産高山社跡交流センターの設置及び管理に関する条例（H28）【施設】                                                                                                                                                                                                             |
| 19 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業    | 文化 | 福岡県<br>佐賀県<br>長崎県<br>熊本県<br>鹿児島県<br>山口県<br>山梨県<br>岩手県<br>静岡県 | （多数にわたるため、省略）        | 見当たらず。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 20 ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献－ | 文化 | 東京都                                                          | 台東区（国立西洋美術館）         | 見当たらず。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

| 世界遺産の名称                 | 区分 | 所在地<br>都道府県              | 所在地<br>市町村                                    | 「世界遺産」、「世界文化遺産」又は「世界自然遺産」の字句をタイトルに含む条例（制定年）【概要】<br>※ 左記の所在地（自治体）のHPにおいて閲覧することができるものに限る。<br>※ 【概要】の凡例については、表の下の箱書き参照                     |
|-------------------------|----|--------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 21 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群   | 文化 | 福岡県                      | 宗像市、福津市                                       | <宗像市><br>宗像市世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群基本条例（H30）【基本】                                                                                         |
| 22 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産  | 文化 | 長崎県<br>熊本県               | 長崎県南島原市、平戸市、長崎市、佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市<br>熊本県天草市 | <南島原市><br>○南島原市世界遺産影響評価委員会条例（H30）【特殊6】<br><五島市><br>○五島市奈留島世界遺産ガイドラインセンター条例（R3）【施設】                                                      |
| 23 百舌鳥・古市古墳群 - 古代日本の墳墓群 | 文化 | 大阪府                      | 堺市、羽曳野市、藤井寺市                                  | <羽曳野市><br>羽曳野市世界遺産もずふる応援基金条例（H30）【基金】                                                                                                   |
| 24 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島  | 自然 | 鹿児島県<br>沖縄県              | (多数にわたるため、省略)                                 | <鹿児島県大島郡瀬戸内町><br>○奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例（R3）【日】<br><鹿児島県大島郡龍郷町><br>○奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例（R3）【日】<br><鹿児島県奄美市><br>○奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例（R3）【日】 |
| 25 北海道・北東北の縄文遺跡群        | 文化 | 北海道<br>青森県<br>岩手県<br>秋田県 | (多数にわたるため、省略)                                 | 見当たらず。                                                                                                                                  |
| 26 佐渡島の金山               | 文化 | 新潟県                      | 佐渡市                                           | <佐渡市><br>○佐渡市世界遺産推進基金条例（H23）【基金】                                                                                                        |
| 27 飛鳥・藤原の宮都（未登録）        | 文化 | 奈良県                      | 橿原市、桜井市、高市郡明日香村                               | <橿原市><br>○橿原市世界遺産条例（R7）【基本】                                                                                                             |

- 【施設】：世界遺産に関連して公の施設を設置するもの（目的として、遺産の保全・活用、観光推進、地域振興、文化等の紹介、理解の深化、顕著な普遍的価値の継承など）。
- 【基本】：関連施策の基本となる条例を定めるもの（主な内容として、関係者の責務・役割、基本方針、基本理念など）
- 【日】：「〇〇遺産の日」を設けるもの。
- 【基金】：世界遺産に関連する事業の財源に充てるため、基金を設置するもの。
- 【特殊1 屋久島】：地産地消に係る基本方針、努力義務等について定めることにより、世界自然遺産の島にふさわしい魅力ある食の環境を形成し、地域振興を図ろうとするもの。
- 【特殊2 屋久島】：トイレ・登山道の維持管理等に充てる協力を定めることにより、環境保全に協働して取り組もうとするもの。
- 【特殊3 平泉】：世界文化遺産への登録を推進するための部署を設置するもの（平泉町のHPによると、町の資産の追加登録を目標としている模様）。
- 【特殊4 富士山】：景観保全のためのアセスメント手続を定めるもの。
- 【特殊5 富岡】：魅力と品格ある持続可能なまちづくりに資するため、市長の諮問機関を置くもの。
- 【特殊6 天草】：遺産に影響を与える可能性のある事業の影響評価を行う委員会（教育委員会の諮問機関）を置くもの。



(文教はぐくみ委員会要求資料)

令和 7 年 5 月  
文化 市民 局

## 世界遺産「古都京都の文化財」の推薦書に掲げられる歴史的環境調整区域について

「古都京都の文化財」が世界遺産に登録される前年の平成 5 年（1993 年）に国がユネスコに対して提出した「世界遺産一覧表記載推薦書」において、ユネスコの作業指針に依らず独自に示された区域である。（図 1・図 2 のとおり）

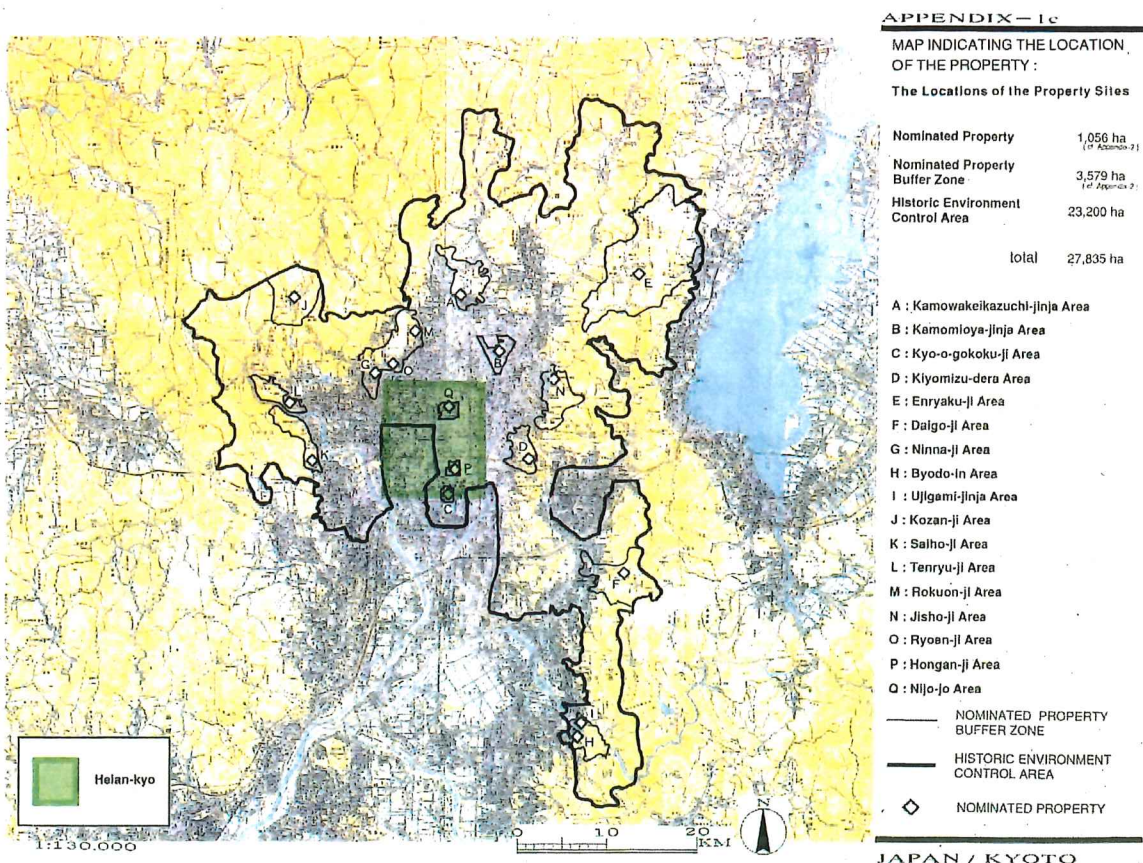
「古都京都の文化財」においては、緩衝地帯のみならずその外側にも都市環境・自然環境と歴史的資産の調和とを維持するためのさまざまな規制が実施されていることを示したものである。

## &lt;推薦書における当該区域の説明&gt;

全ての文化資産を包括する形で、三方を取り囲む山々の自然的・歴史的環境の保全、及び、市街地の工作物等の高さ制限等がなされる区域が広範に設定され、京都の歴史的風致景観と都市開発等の調和を図っている。

図 1

※黒線部分が歴史的環境調整区域



APPENDIX-14b  
MAP INDICATING THE ZONES  
OF LEGAL PROTECTION:  
Historic Environment Control Area

